



令和4年度 中野市少年育成センター運営協議会 次第

- ◇ 日時 令和4年6月29日(水) 午後1時30分
- ◇ 場所 中野市役所53会議室(5階)

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長、副会長の互選について

5 報告事項

(1) 令和3年度少年育成委員の活動について

6 協議事項

(1) 令和4年度少年育成委員の活動計画について

(2) 中野市少年育成委員の任期及び少年育成センター事業について

7 情報交換会

8 そ の 他

9 閉 会

中野市少年育成センター運営協議会委員名簿

(任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日)

選出機関・団体名	役職名	氏名	備考
中野警察署生活安全課	課長	落合美華	
北信地域振興局	副局長 兼総務管理課長	吉原明彦	
中野市福祉事務所	所長	吉村恵利子	健康福祉部長
中野市中央公民館	館長	池田義博	
中野市高等学校長会		弓削弥生	中野西高等学校長
中野市校長会		小山正博	中野平中学校校長
中野西高等学校PTA	副会長	横田善二	
中野立志館高等学校PTA	副会長	関健	
中野市PTA連合会		田端英樹	南宮中PTA会長
中高少年警察ボランティア協会	会長	畔上照雄	
中野市民生児童委員協議会		齋藤文子	主任児童委員部会長
中野市保護司会	会長	中川正幸	
中野市青少年健全育成会連絡協議会		遠山 淳	高丘地区育成会長
中野市青少年健全育成会連絡協議会		池田 徹	科野地区育成会長
中野市少年育成委員会	会長	西堀 誠	
中野市少年育成委員会	副会長	関きよ子	
中野市更生保護女性会	会長	古川千恵子	

事務局

少年育成センター長	子ども部長	小林 由美
事務局（子育て課）	課長	神田 幸一
事務局（子育て課）	課長補佐	牧野 明子
事務局（子育て課）	副主幹	遠藤 明子

○中野市少年育成センター条例

(設置)

第1条 問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図るため、少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称 中野市少年育成センター

位置 中野市三好町一丁目3番19号

(事業)

第3条 中野市少年育成センター（以下「育成センター」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 少年の街頭補導及び継続補導
- (2) 少年又は関係者を対象とする少年相談
- (3) その他必要な事業

(少年育成委員)

第4条 育成センターに少年育成委員（以下「育成委員」という。）を置く。

2 育成委員は、100人以内とし、市長が委嘱する。

3 育成委員の任期は、3年とする。ただし、補欠育成委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第5条 市長は、別記様式の身分証明書を育成委員に交付する。

2 育成委員は、職務に従事するとき、前項の証明書を携行しなければならない。

(職員)

第6条 育成センターに必要な職員を置く。

(運営協議会)

第7条 育成センターの適正な運営を図るため、中野市少年育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、市長の諮問に応じて育成センターの運営について審議する。

(運営協議会の委員)

第8条 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 識見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 運営協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

■少年育成センターとは…

問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を目的に、少年育成センターを設置し、次に掲げる事業を少年育成委員が実施しています。

- (1)少年の街頭補導及び継続補導
- (2)少年又は関係者を対象とする少年相談
- (3)その他必要な事業

■少年育成委員とは…

当センターに少年育成委員を置き、センター事業の活動を行っています。現在 76 名の委員を委嘱し、委員の選出については、市内小中学校及び高校の先生（学校長推薦）と、各区から選任しています。（区長会を通じて依頼）

現在の委員任期は、令和 2 年 4 月 25 日から令和 5 年 4 月 24 日までの 3 年間となっています。

実際の活動については、委員 76 名で構成する「少年育成委員会（団体）」の中で活動内容を決めて、各班（全 14 班）に分かれ、街頭補導（巡回）活動や有害図書から子どもたちを守る環境浄化活動などを実施しています。

※別紙 中野市少年育成委員の活動の目的

■少年育成センター運営協議会とは…

少年育成センターの適正な運営を図るため、中野市少年育成センター運営協議会をおいており、当センターの運営について審議することとしています。

報告事項 (1)令和3年度少年育成委員の活動について

1 補導育成活動 (別表参照)

- (1) 街頭活動 (7月、11月 青少年健全育成強調月間含む)

実施回数 75回

- (2) イベント街頭活動 未実施 (シヨンシヨンまつり、えびす講、ひな市)

2 有害環境浄化活動 (7月、11月 青少年健全育成強調月間中の街頭活動に併せて実施)

- (1) 有害環境チェック活動

実施件数 82件

- (2) 青少年健全育成協力店の協力要請

加入店舗総数 市内159店舗

3 啓発活動

- (1) 桃太郎旗の設置 (市内34ヵ所)

7月、11月各月間中

- (2) 一斉街頭啓発活動 (市内駅前 計3ヵ所)

7月5日(月)

中学校、高等学校は啓発物を各学校通じて配布、あいさつ運動は中止

- (3) 学んで育てる市民のつどい (中野市中央公民館講堂)

12月19日(日)

4 研修会・大会等

- (1) 正副会長会

4月6日(火)

- (2) 班長会

6月18日(金)

※第2回は新型コロナウイルスの影響により急きょ書面で開催

10月27日(水)

- (3) 第46回長野県青少年補導活動推進大会 (大町市)

中止

- (4) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局会議 (中野市)

書面開催

- (5) 長野県青少年育成県民運動50周年記念大会 (松本市)

12月18日(土)

5 関係機関・団体等との連携

- (1) 長野県下の関係機関・団体との連携 (別紙「活動経過報告」参照)

- (2) 北信管内の関係機関・団体との連携 (北信ブロック会議)

- (3) 市内の関係機関・団体との連携 (一斉街頭啓発活動、市民集会他)

6 中野市少年育成委員会 街頭補導活動月例報告の発行

5回(4月～3月)

※令和3年度中止となった事業

- ・研修視察
- ・全体奉仕活動 (清掃活動)

令和3年度中野市少年育成委員会補導育成活動実施状況表

実施月	街頭啓発・ 有害環境浄化活動		イベント街頭活動		合 計		前年度合計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回数	人数
4	5	18	0	0	5	18	0	0
5	7	34	0	0	7	34	0	0
6	6	27	0	0	6	27	0	0
7	13	56	0	0	13	56	0	0
8	8	38	0	0	8	38	0	0
9	9	39	0	0	9	39	0	0
10	8	43	0	0	8	43	10	46
11	10	41	0	0	10	41	14	64
12	3	15	0	0	3	15	7	37
1	1	4	0	0	1	4	3	14
2	2	5	0	0	2	5	4	22
3	3	14	0	0	3	14	7	29
合 計	75	334	0	0	75	334	45	212

* 令和3年度補導人数(0人)、行為別()、学識別()
前年度(0人)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況から活動数が減少していますが、令和3年度は感染対策を講じながら、各班による活動が実施できています。

協議事項 (1)令和4年度少年育成委員の活動計画について

1 補導育成活動

(1) 街頭活動（通年）

班別による巡回啓発活動（危険箇所の点検、青少年への声掛け・指導活動等）

(2) イベント街頭活動

祭事が行われている市街地の街頭活動

長期休み（夏休み等）での公共施設等への巡回街頭活動

2 有害環境浄化活動（7月、11月青少年健全育成強調月間中の街頭活動に併せて実施）

(1) 有害環境チェック活動

「チェックカード」項目の点検活動

(2) 青少年健全育成協力店の協力要請

市内の未指定店舗に加入協力を依頼

3 啓発活動

(1) 桃太郎旗の設置

7月、11月

(2) 一斉街頭啓発活動（あいさつ運動）

7月4日(月)

4 研修会・大会等

(1) 研修視察・全体奉仕活動

未定

(2) 第47回長野県青少年補導活動推進大会（千曲市）

7月7日(木)

(3) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局会議（飯山市）

10月

(4) 長野県青少年健全育成県民大会（開催市未定）

12月中旬

5 関係機関・団体等との連携

6 中野市少年育成委員会月例報告の発行

随時

7 強調月間

(1) 青少年に有害な社会環境排除県民運動強調月間（7月、11月）

(2) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）

(3) 子ども・若者育成支援強調月間（11月）

協議事項

(2) 中野市少年育成委員の任期及び少年育成センター事業について

1 少年育成委員について

現在、下記のとおり条例で規定しています。

(少年育成委員)

第4条 育成センターに少年育成委員（以下「育成委員」という。）を置く。

2 育成委員は、100人以内とし、市長が委嘱する。

3 育成委員の任期は、3年とする。ただし、補欠育成委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 本市の現状

- 任期 令和2年4月25日から令和5年4月24日までの3年間
- 委員数 76名
- 委員の構成 市内小中学校及び高校の先生、各区からの選任
- 人選について 学校長及び区長推薦（区長会を通じて依頼しています）

(2) 委嘱（任用）について

地方自治法の一部改正（令和2年4月1日）により、「特別職非常勤職員」が就くべき職務（業務）について厳格化され、少年育成委員は市長が任用する「会計年度任用職員」となります。

(3) 任期についての県内他市の状況

県内で少年育成委員（補導委員）を設置している全ての市において、任期を2年としており、中野市のみ3年となっています。

(4) 今後の方向性

- 市長が委嘱する「特別職非常勤職員」から任用する「会計年度任用職員」になります。
- 3年任期を短縮することで、委員の労力負担の軽減が図られます。
- 委員の人選については、学校長のほか、各区に関しては区長会を通じて依頼しており、任期を短縮することで依頼しやすくなります。



現在の3年任期を2年任期としたい。

2 中野市少年育成センターの事業について

現在、下記のとおり条例で規定しています。

(事業)

第3条 中野市少年育成センター（以下「育成センター」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1)少年の街頭補導及び継続補導
- (2)少年又は関係者を対象とする少年相談
- (3)その他必要な事業

※「街頭補導」…街中や駅、カラオケ店など非行が行われやすい場所において、非行少年等を早期に発見し、必要に応じてその場の適切な注意助言を与える等のその場で行う補導。

※「継続補導」…犯罪や非行を未然に防ぐことを目的に、特定の少年を対象として継続的に指導を行うもの。

(1) 本市の現状

■街頭補導(巡回)

少年育成委員の各班で巡回の計画を立て活動しており、巡回に加えて青少年健全育成の観点から青少年の通学路等、行き交う場所について清掃も行っています。

■継続補導

- ・これまでに継続補導の活動実績がありません。
- ・社会問題であった青少年の非行は、近年減少傾向であり、継続補導の役割が形骸化しています。
- ・継続補導が必要な少年については、警察署等専門機関に対応を委ねた方が効果的だと思われれます。

(2) 県内他市の状況

各市センター事業として、「継続補導」を掲げているのは、中野市のみ

(3) 今後の方向性

・条例第3条第1項に掲げる「継続補導」について、継続補導の役割が形骸化しており、継続補導が必要な少年については警察署等関係機関に委ねることが望まれます。

(1) 少年の街頭補導及び継続補導



・問題少年の早期発見を主体とした事業内容に見直ししたい。

(1) 少年の街頭補導

